

高気圧酸素治療専門技師制度規則

第1章 総則

第1条 この規則は、高気圧酸素治療の技術水準の進歩と安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」という。）は、前条の目的を達成するために、高気圧酸素治療専門技師（以下「専門技師」という。）を認定する。

第2章 専門技師制度の運用

第3条 本会は、専門技師制度を適正且つ円滑な運用をはかるために、認定・試験委員会を置く。

第3章 専門技師の認定審査

第4条 本会は、専門技師の認定を審査するために、認定・試験委員会の下に専門技師認定小委員会を設置する。

第5条 専門技師認定小委員会は、本会の代表理事が理事会の議決を経て委嘱した若干名の委員によって構成される。

第6条 専門技師認定小委員会は、認定・試験委員会副委員長（専門技師担当）が招集する。

第4章 専門技師認定申請の資格

第7条 専門技師の認定の審査を申請する者は、次の各項に定める資格を満たす者とする。

1. 申請時において、引き続き2年以上、本会会員であり、且つ臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師であること。
2. 臨床工学技士又は看護師においては2年以上の臨床経験を有し、准看護師においては3年以上の臨床経験を有すること。
3. 高気圧酸素治療専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）に定める期間の高気圧酸素治療の臨床経験を有する者（勤務者）又は、それと同等の学識と技術を習得した者であること。

第5章 専門技師の審査及び認定

第8条 専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに認定・試験委員会に提出しなければならない。

第9条 専門技師認定小委員会は、毎年1回、専門技師申請書類の審査及び試験に基づいて、専門技師としての適否を決定し、審議結果は認定・試験委員会委員長から代表理事に報告される。

第10条 代表理事は、認定・試験委員会の報告に基づき、理事会の議を経て認定し、認定証書を交付する。

第6章 専門技師認定の更新

第11条 専門技師認定の有効期間は交付の日から6年とする。引続き専門技師の認定を得ようとする者は、細則に定める専門技師認定の更新手続きを行わなければならない。

第12条 専門技師認定小委員会は、毎年1回、専門技師更新申請書を審査し、その結果を認定・試験委員会委員長が代表理事に報告する。

第13条 代表理事は、専門技師認定小委員会が更新審査の結果、専門技師として適格と認められた者を、理事会の議を経て認定し、新たに認定証書を交付する。

第7章 申請内容についての直接審査

第14条 専門技師認定小委員会は、必要に応じて申請書類の内容について申請者に対して直接説明を求めることができる。

第8章 専門技師の喪失及び取り消し

第15条 専門技師は次の各項の理由により、その認定を喪失する。

1. 臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師の資格を喪失したとき。
2. 本会会員の資格を喪失したとき。
3. 専門技師が自ら辞退したとき。
4. 専門技師の更新手続きを行わなかったとき。

第16条 専門技師としてふさわしくない行為のあったとき、又は専門技師として不適と認められたとき、代表理事は専門技師認定小委員会、理事会及び社員総会の議を経て、専門技師の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その専門技師に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第9章 高気圧酸素治療の認定施設の資格

第 17 条 本会は、専門医療者の育成にふさわしい高気圧酸素治療施設を認定施設として別に定める。

第 10 章 補則

第 18 条 この規則を施行するために、別に細則を定める。

第 19 条 この規則は、認定・試験委員会、理事会及び社員総会の議を経て変更することができる。

付則 この規則は、1995 年 11 月 16 日から施行する。
この改定は、2000 年 11 月 9 日から施行する。
この改定は、2002 年 6 月 1 日から施行する。
この改定は、2004 年 1 月 24 日から施行する。
この改定は、2006 年 11 月 4 日から施行する。
この改定は、2010 年 11 月 28 日から施行する。
この改定は、2015 年 12 月 1 日から施行する。
この改定は、2018 年 11 月 29 日から施行する。
この改定は、2020 年 11 月 26 日から施行する。

高気圧酸素治療専門技師制度施行細則

第1章 高気圧酸素治療専門技師制度の施行及び運用

第1条 認定・試験委員会は、高気圧酸素治療専門技師制度規則（以下「規則」という。）及び高気圧酸素治療専門技師制度施行細則（以下「細則」という。）を運用し、運用にあたって生じた疑義を処理する。

第2条 認定・試験委員会は、高気圧酸素治療専門技師（以下「専門技師」という。）の認定及びその更新に関する業務を担当する。

第2章 認定・試験委員会

第3条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「本会」という。）の代表理事は、理事会の議決を経て、次の各号の委員を委嘱する。

1. 認定・試験業務を管掌する本会の理事1名
2. 本会の会員若干名
3. その他、理事会が必要と認めた会員若干名

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第5条 認定・試験委員会の委員長は、細則第3条1に掲げる委員をもって充てる。認定・試験委員会に副委員長を2名配し、内1名は専門技師認定担当副委員長として専門技師認定小委員会を担任する。専門技師認定担当副委員長は専門技師認定審査業務を専決事項として掌理する。専門技師認定小委員会での審議結果は認定・試験委員会委員長から代表理事に報告される。認定・試験委員会委員長は、専門技師担当副委員長を兼務することができる。試験実施・書類点検などの委員会内業務に関しては専門医担当委員と専門技師担当委員が相互に協力して実施する。

第6条 委員に欠員を生じたときは、その後任は委員長が推薦し、委員会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 専門技師認定小委員会は専門技師認定小委員会全委員の3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。やむを得ない理由により専門技師認定小委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項に書面で票決することができる。

第3章 専門技師認定申請資格の基準

第8条 専門技師になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 高気圧酸素治療装置を有する医療施設において、2年以上の高気圧酸素治療の臨床経験（実務経験）を有すること。
2. 本会が定める教育集会の基礎編と臨床編を申請前の3年以内に受講していること。

第4章 専門技師の認定

第9条 専門技師の認定を受けようとする者は、次の各項に定める書類を認定・試験委員会に提出しなければならない。

1. 高気圧酸素治療専門技師認定申請書
2. 臨床工学技士又は看護師もしくは准看護師の免許証（写し）
3. 細則第8条1に規定する施設ごとの勤務証明書
4. 教育集会の受講証（写し）

第5章 専門技師における勤務歴の証明

第10条 専門技師の認定を受けようとする者は、専門技師申請書の高気圧酸素治療勤務歴記載事項について、勤務した施設ごとに施設長の証明を得なければならない。

第6章 専門技師の更新

第11条 専門技師認定の有効期限の満了にともない、引き続いて専門技師の認定を得ようとするものは、過去6年間の会員歴と次に定める申請書類を資格認定期限の2か月前（1月末日）までに認定・試験委員会に提出しなければならない。

1. 高気圧酸素治療専門技師認定更新申請書
 - 1) 履歴書
 - 2) 業績目録：学術論文，学会発表，学会出席
 - 3) 2) の証明（写し）
 - 4) 認定証の写し

*：業績目録には、認定・試験委員会が定める別表1の配点にしたがい、総合計24単位以上を取得していなければならない。

2. 専門技師認定更新時に高気圧酸素治療業務に従事していない者については、単位のみでの更新が可能である。但し、専門技師の学識と技術の維持のために、認定期間中に教育集会（基礎編及び臨床編）の参加があること。

3. 所定の日限までに更新手続きを行えなかった者は専門技師資格失効1年以内に理由を付して認定・試験委員会に届け出を行い、承認を得たうえで失効の次年度に所定の認定更新の申請を行わなければならない。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。
4. 所定の期間に単位を取得できなかった者は認定・試験委員会に届け出ることにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。なお、その場合の認定有効期限は延長されない。

第7章 専門技師の申請と審査料

第12条 申請者は毎年、認定・試験委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第13条 申請手数料は次の通りである。

専門技師審査手数料 10,000円

専門技師更新手数料 10,000円

第14条 既納の審査手数料ないし更新手数料は返納しない。

第8章 登録料

第15条 専門技師認定証書の交付を受ける者は、登録料として10,000円を納入しなければならない。

第16条 既納の登録料は返納しない。

第9章 例外措置

第17条 認定・試験委員会は、規則第11条にかかわらず、疾病療養・国内外留学・介護・産休・育休、などの理由により認定期限前までに予め更新手続きをとれなかった者については、3年間を限度として認定更新申請手続きの期限を延長することができる。なお、その場合も認定有効期限は延長されない。

第10章 補則

第18条 細則第11条にいう業績にかかわる単位数は、別表1に定める配点にしたがうものとする。

付則 この細則は、2015年12月1日から施行する。

この細則は、2018年11月29日から施行する。

この細則は、2020年11月26日から施行する。

別表 1 更新に必要な単位数に関する配点法

区分	学会と学術誌の種別	単位数	
		筆頭者	筆頭者以外
学術論文	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された論文など	8 単位	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会雑誌に掲載された短報など	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が認める学術誌に掲載された論文など ^{注1}	4 単位	1 単位
学術集会発表	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	8 単位 ^{注2}	2 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	1 単位
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会 ^{注1}	4 単位	1 単位
学術集会出席	日本高気圧環境・潜水医学会学術総会	16 単位 (2018 年度以降) ^{注2}	
	日本高気圧環境・潜水医学会地方会	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会専門医研修講座	8 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会教育集会	16 単位 (基礎編 8 単位・臨床編 8 単位)	
	高気圧酸素治療安全協会教育セミナー	4 単位	
	日本高気圧環境・潜水医学会が別に定める学術集会	2 単位	

注 1 高気圧医学に関するものに限る。

注 2 筆頭者のプロシーディングについては学術総会参加を証明するものとして扱い、当該年度の学術総会参加証提出は不要であり、その場合認定単位数は 24 単位 (2018 年度以降) あるいは 16 単位 (2017 年度以前) となる。